

明和町都市計画道路の見直し案

1. 都市計画道路とは

都市計画道路は、都市計画法の手続きを経て定められた道路のことで、都市の骨格を形成し、安全で安心な暮らしと機能的な都市活動を確保するための都市交通における最も基本的な施設です。

【都市計画道路の機能】

- ① 人や物資の移動のための「交通機能」
- ② 景観・日照権の確保や災害時の避難経路等の収容空間としての「空間機能」
- ③ 都市の骨格形成を促す「市街地形成機能」

【都市計画道路として都市計画決定することの意味】

- ① 土地利用や他の都市施設の計画と調整し、都市計画としての統一性や一体性を確保できます。
- ② 都市計画道路の区域内には建築制限が発生します。（都市計画法第53条）
- ③ 都市計画決定の手続きをすることで、計画の必要性や内容を明らかにします。

2. 都市計画道路の見直しの背景

都市計画道路については、人口の増加に伴う交通量の増大、市街地の拡大予測等を考慮し、本町では平成9年に最初の都市計画決定を行いました。

本町では、4路線を都市計画決定していますが、整備済であるのは1路線（122号線）のみであり、全ての路線の整備には今後かなりの時間を要するものと予想されます。

なお、長期未整備の都市計画道路の存在は、本町に限ったことではなく全国的な問題であり、都市計画法第53条規制などの負担もあることから、都市計画道路の必要性及び実現性を検証した上で都市計画道路の見直しを行うことが求められています。

3. 都市計画道路の見直しの手順

都市計画道路4路線のうち、改良済の122号線を除く、3路線（5区間）を対象に、群馬県の「都市計画ガイドライン（都市計画道路の見直し編）[H29.3]」を踏まえて実施しました。

【都市計画道路見直しの実施手順】

段階	内容	詳細
第1段階	将来都市像等の整理	県及び町の計画における将来都市像、まちづくりの方向性の整理
第2段階	検討対象路線の整理	見直し対象路線（区間）の抽出
第3段階	路線の必要性の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上位計画等の位置づけの変化の検証 ・ 道路機能に基づく二時点間の検証 ・ 代替道路の有無による検証
第4段階	路線の実現性の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地形地物との不整合の有無による実現性の検証
第5段階	総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3段階（必要性検証）及び第4段階（実現性検証）を踏まえ、総合的な観点から暫定見直し案の作成
第6段階	道路ネットワークの検証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暫定見直し案による道路網の影響を将来交通量の推計等により検証（群馬県パーソントリップ調査に基づく、現況H27・将来R17推計）
第7段階	見直し案の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1～6段階で検討した結果を統合し、最終見直し案として総合的に判断

4. 見直しに向けた基本的考え方

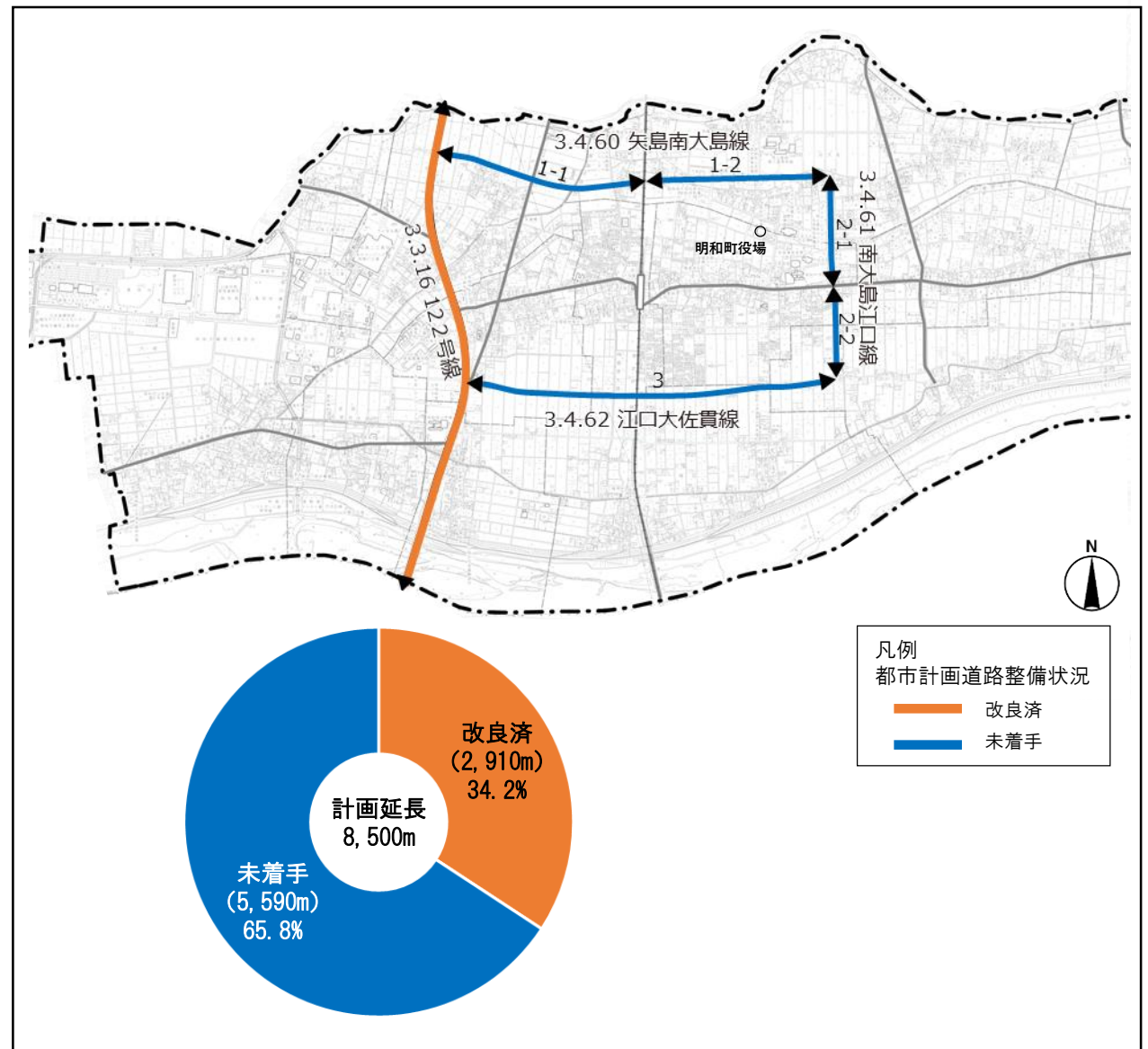
- 現在の土地利用制度（区域区分・用途地域など）の指定に基づいた土地利用の考え方を基本とし、居住及び都市機能の集積を図り、持続可能で暮らしやすく、生活利便性の高いまちを目指します。
- 館林都市圏を基本とした広域及び地域連携を担う都市計画道路と幹線道路（国道、県道等）による道路ネットワークの維持・形成を図ります。
- 現状のままでは都市計画道路の整備は非常に長期間に及び、都市計画法第53条規制などの負担もあることから、必要性の低い道路は計画変更、廃止等を検討します。

【都市計画道路の整備状況（令和4年12月時点）】

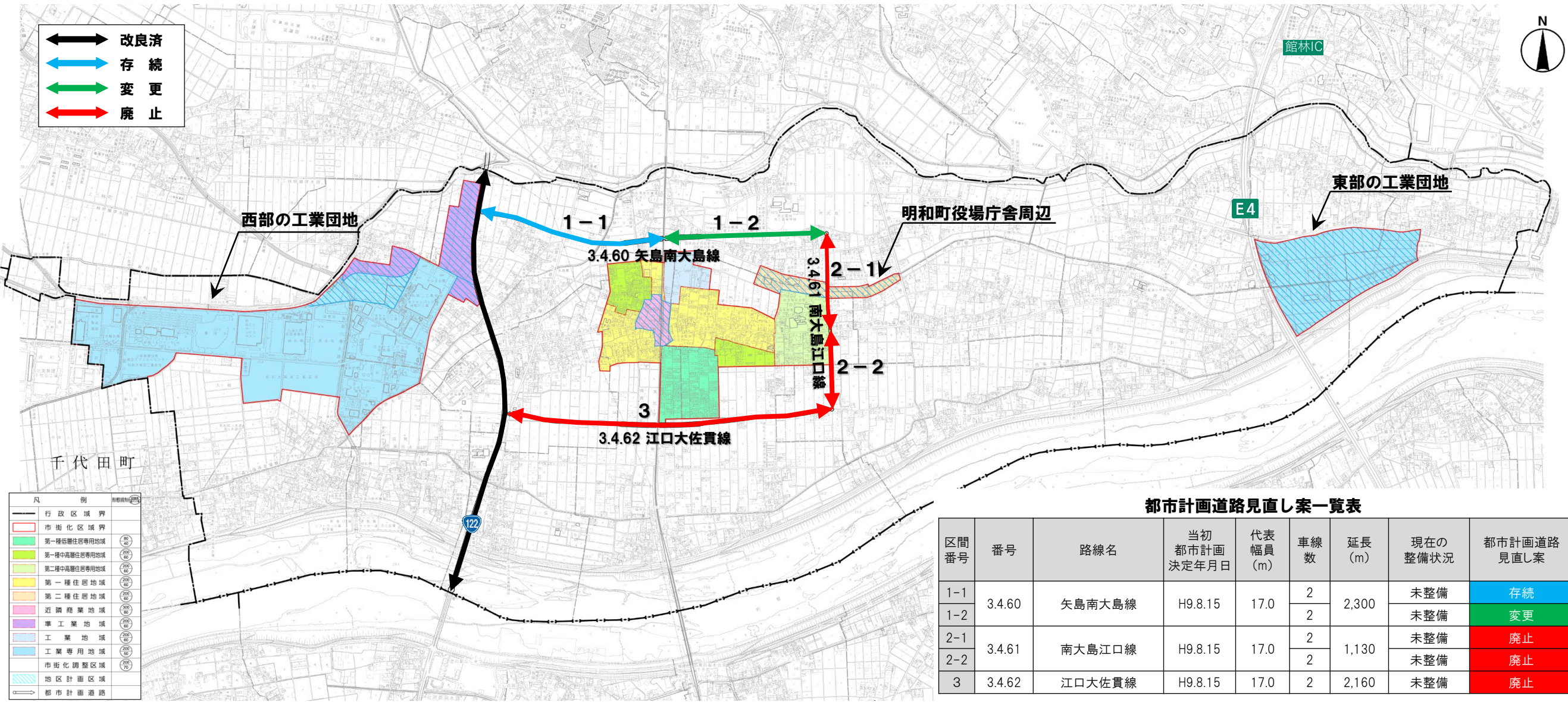
（赤字：見直し対象路線）

道路番号	路線名	計画					進捗状況					都市計画決定年月日		施行状況
		起点	終点	幅員(m)	延長(m)	車線数	改良済		事業予定(m)	事業未定(※概成済)(m)	未着手(m)	当初	最終変更	
							区間(m)	割合(%)						
3.3.16	122号線	明和町川俣	明和町矢島	25.0	2,910	4	2,910	100.0%	0	0	0	H9.8.15	H23.7.22	整備済
3.4.60	矢島南大島線	明和町矢島	明和町南大島	17.0	2,300	2	0	0.0%	0	0	2,300	H9.8.15	H23.7.22	未整備
3.4.61	南大島江口線	明和町南大島	明和町江口	17.0	1,130	2	0	0.0%	0	0	1,130	H9.8.15	H23.7.22	未整備
3.4.62	江口大佐貴線	明和町江口	明和町大佐貴	17.0	2,160	2	0	0.0%	0	0	2,160	H9.8.15	H23.7.22	未整備
都市計画路線計		4路線		—	8,500	—	2,910	34.2%	0	0	5,590	—	—	—
									0.0%	0.0%	65.8%			

※概成済：概ね計画幅員の3分の2以上の幅員を有する道路



5. 見直し案



凡	例	形態・規格
行政区域界		
市街化区域界		
第一種低層住宅専用地域		200
第一種中高層住宅専用地域		200
第二種中高層住宅専用地域		200
第一種住居地域		200
第二種住居地域		200
近隣商業地域		200
準工業地域		200
工業地域		200
工業専用地域		200
市街化調整区域		200
地区計画区域		
都市計画道路		

都市計画道路見直し案一覧表

区間番号	番号	路線名	当初都市計画決定年月日	代表幅員(m)	車線数	延長(m)	現在の整備状況	都市計画道路見直し案
1-1	3.4.60	矢島南大島線	H9.8.15	17.0	2	2,300	未整備	存続
1-2					2		未整備	変更
2-1	3.4.61	南大島江口線	H9.8.15	17.0	2	1,130	未整備	廃止
2-2					2		未整備	廃止
3	3.4.62	江口大佐貫線	H9.8.15	17.0	2	2,160	未整備	廃止

見直し案

道路番号	路線名	区間番号	第7段階見直し案	見直しの内容
3.4.60	矢島南大島線	1-1	存続	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランなどの位置づけに変更はなく、西部の工業団地へのアクセスにより都市計画道路の必要性は高まっています。 安全性・走行性といった通行機能や避難・救援機能などの道路機能の必要性も上がっており、代替路線がないため「存続」とします。
		1-2	変更 (ルート・終点位置の変更)	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランなどの位置づけに変更はなく、東部の工業団地へのアクセスにより都市計画道路の必要性は高まっています。 安全性・走行性といった通行機能や避難・救援機能などの道路機能の必要性も上がっており、代替路線がなく、現計画路線位置は大規模指定既存集落内で多くの既存住宅の移転が必要となり、終点で接続する南大島江口線が「廃止」方針であるためルート・終点位置の検討を行う「変更」とします。
3.4.61	南大島江口線	2-1	廃止	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランなどの位置づけはなくなり、明和町役場庁舎周辺へのアクセスにより都市計画道路の必要性は高まっています。 安全性・走行性といった通行機能や避難・救援機能などの道路機能の必要性も上がっているが、代替路線があり、道路ネットワークの検証の結果、当該区間を未整備とした場合でも、混雑が発生する道路はないことから、「廃止」とします。
		2-2	廃止	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランなどの位置づけはなくなり、市街化拡大や関連事業の計画もなく都市計画道路の必要性は低下しています。 安全性・走行性といった通行機能や避難・救援機能などの道路機能の必要性も下がっており、道路ネットワークの検証の結果、当該区間を未整備とした場合でも、混雑が発生する道路はないことから、「廃止」とします。
3.4.62	江口大佐貫線	3	廃止	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランなどの位置づけはなくなり、市街化拡大や関連事業の計画もなく都市計画道路の必要性は低下しています。 安全性・走行性といった通行機能や避難・救援機能などの道路機能の必要性も下がっており、道路ネットワークの検証の結果、当該区間を未整備とした場合でも、混雑が発生する道路はないことから、「廃止」とします。